

上信越高原国立公園
(苗場地域)

公園計画変更書
[再検討]

令和6年8月8日

環境省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
第2	公園計画の変更	14
1	変更理由	14
2	基本方針の内容変更	15
3	規制計画の変更内容	19
	(1) 保護規制計画等	19
	ア 特別地域	19
	(ア) 第1種特別地域	22
	(イ) 第2種特別地域	27
	(ウ) 第3種特別地域	32
	(エ) 特別地域(地種区分未了)	35
	イ 関連事項	40
	(ア) 普通地域	40
	ウ 面積内訳	55
4	事業計画の変更内容	57
	(1) 施設計画	57
	ア 利用施設計画	57
	(ア) 単独施設	57
	(イ) 道路	60
	a 車道	60
	b 歩道	61
	(ウ) 運輸施設	64
5	参考事項	76

第1 公園区域の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の3県の県境にそびえる標高2,000m級の山々を中心とした公園である。昭和24年9月7日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域などの東部地域が国立公園に指定され、昭和31年7月10日には妙高・戸隠地域の西部地域が追加指定された。その後、平成27年3月27日に西部地域が「妙高戸隠連山国立公園」として分離・独立し、現在に至っている。

苗場地域は、昭和24年の指定以来、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（以下、「再検討」という。）が行われていなかったが、地域の関係者及び関係自治体の同意を経て、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用の増進を図るため、再検討を行うものである。

なお、この公園計画の変更においては地種区分線の明確化等を行うものの、公園区域の変更は生じない。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>1 指定理由</p> <p>① 景観（同一の風景型式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</p> <p>上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の3県の県境にまたがる国立公園であり、浅間山、四阿山、白根山及び志賀山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原をはじめとして、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、面積約15万haの範囲が昭和24年9月7日に国立公園に指定された。これに妙高、戸隠、野尻湖一帯の面積約4万haの地域が昭和31年7月10日に追加指定され、その後、平成27年3月27日に妙高、戸隠、野尻湖一帯が「妙高戸隠連山国立公園」として分離独立し現在の区域となっている。</p> <p>本国立公園は、成層火山やカルデラ、火山性高原等の火山活動によりできた様々な地形と、氷食による断崖・岩壁や蛇紋岩植生が見られる非火山性構造山地等を有し、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である。</p> <p>② 規模（区域面積が原則として約3万ha以上）</p> <p>本国立公園の区域面積は151,053ha*であり、その区域面積は30,000haを超える。</p> <p>※これまで上信越高原国立公園の面積は148,194haとしてきたが、今回GIS等により精査した結果、改めて正確な面積を指定するも</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しないため、以下の各項目は無し。指定は、昭和24年9月7日厚生省告示第183号)</p>

変更後	変更前
<p>の。公園区域の変更はない。</p> <p>③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上） 本国立公園の原生的な景観の核心地域は 25,373ha であり、その区域面積は 2,000ha を超える。</p> <p>④ 利用（多人数による利用が可能） 冬季オリンピック・パラリンピック長野大会の会場となるなど、上質な雪質を利用したスキー場が早くから開発されているほか、数多くの温泉が知られている。グリーンシーズンにおいては湿原や湖沼周辺の散策をはじめ、登山者で賑わい、林間学校等の環境教育の場としても利用されているなど、全国の国立公園の中でも利用に重きが置かれた公園管理がなされている。</p> <p>以上、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知）」の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。</p> <p>また、本国立公園のテーマを「山と高原が彩るレクリエーションワールド」とし、成層火山やカルデラ、火山性高原等の火山活動による様々な地形と、氷食による断崖・岩壁や蛇紋岩植生が見られる非火山性構造山地の景観要素からなる風致景観を保全し、これらの風致景観を活かして行われる多種多様な利用を適切に推進する国立公園を目指す。</p>	

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>2 地域の概要</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本地域は、信濃川の支流である清津川が南北に中央部を流れ、その西側に標高 2,145m の苗場山が位置し、苗場山の北には霧ノ塔、南には赤倉山、佐武流山、白砂山、西に檜ノ塔、大岩山が連なる。本地域の東端には標高 1,977m の谷川岳を中心とし、北に七ツ小屋山、武能岳、茂倉岳、一ノ倉岳が、西に万太郎山、仙ノ倉山、平標山などから成る谷川連峰が連なり、それぞれが特徴ある地形を形成している。</p> <p>苗場山の山頂部は幅 2 km、長さ 4 km に達する広大な台地をなし、そこに高層湿原が発達し、無数の池塘がみられる。この台地は硫黄川源流部の火口から流出した溶岩からなる溶岩台地であり、南西の縁の部分には大岩山がある。谷川連峰は、標高 2,000m 前後であるが、急峻な岩壁と露岩地の発達する山容はまさしく高山的で、アルプス的な景観を呈している。</p> <p>また、本地域は積雪量が多いことから、標高 2,000m 前後にもかかわらず、一部地域の山地には積雪による地形が形成されている。例として、平標山や万太郎山の周氷河砂礫斜面、谷川連峰各所に存在する雪食凹地などが挙げられる。</p> <p>苗場山周辺には苗場火山の基盤を構成する第三系の堆積岩類並びに閃緑岩類・ひん岩・斜長流紋岩類・変朽安山岩類等の火成岩類が分布し、これらを苗場火山起源の噴出岩類が覆っている。苗場山の北側</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質 (※項目無し)</p> <p>イ 植生 (※項目無し)</p> <p>ウ 野生生物 (※項目無し)</p> <p>エ 自然現象 (※項目無し)</p> <p>オ 文化景観その他特殊景観 (※項目無し)</p> <p>(2) 利用の現況 (※項目無し)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別 (※項目無し)</p> <p>イ 人口及び産業 (※項目無し)</p> <p>ウ 権利制限関係 (※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>の清津峡峡谷では、秀麗な複輝石安山岩の柱状節理が見られる。</p> <p>谷川岳周辺は、深成岩類の石英閃緑岩から閃緑岩類が広く分布し、これらは古期岩類および新第三系を貫き、それらに接触変成作用を与えている。古期岩類には、時代未詳中生層、結晶片岩、蛇紋岩、花崗岩類、輝緑岩等の岩石が含まれる。新第三系は主に火山砕屑岩から成るもので、本地域南方の水上付近のものに連続すると考えられている。注目すべき地形・地質としては、谷川岳山頂部をつくる蛇紋岩のゼノリス状結晶片岩が挙げられる。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>本地域は、日本海側にあり、冬季の積雪量が4～5 mにも及ぶ豪雪地帯であり、積雪のある期間も長いことから、このような多雪地気候に適応した植生が分布する。標高約 1,600m以下には林冠をブナ等が優占し、林床をチシマザサが被圧する、典型的な日本海側ブナ林が発達する。苗場山から佐武流山にかけての山域では、ブナ帯の上部には主としてササードケカンバ群落が発達し、さらに高標高域の亜高山帯にはオオシラビソ群落が多く分布する。苗場山山頂には広大な高層湿原に池塘が点在し、コバイケイソウ、チングルマ、ワタスゲ、ミヤマホタルイ、ヒメシヤクナゲ、トキシソウ等の希少な湿原植物や高山植物が多数分布する。</p> <p>一方、谷川連峰にはオオシラビソ群落等の亜高山帯針葉樹林がほとんど分布しないのが特徴であり、ササ自然草原の下部には、稜線南側にはミヤマナラ群落が、北側には自然低木群落が分布する。稜線付近には多雪の影響により偽高山帯が発達する。</p> <p>注目すべき植物群落としては、谷川岳周辺の蛇紋岩植生が挙げられ</p>	

変更後	変更前
<p>る。蛇紋岩植生では、オゼソウ、ホソバヒナウスユキソウ、ジョウシユウアズマギク、ジョウシュウオニアザミ、クモマニガナ、イブキボウフウ、ナエバキスマレ、ユキワリソウ、シブツアサツキなどが見られる。</p> <p>苗場山のオオシラビソ、コメツガ、トウヒ、クロベなどの針葉樹林や山頂の湿原は、この付近の動物にとって絶好の生息環境となっている。変化に富んだこうした植生、また地形の複雑さなどにより、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、キツネ、テン、ニホンリス、ノウサギなど多くの哺乳類が生息している。</p> <p>鳥類は、苗場山麓に分布するチシマザサを下層植生とするブナ林内はウグイス、クロジ、コルリが優占し、シジュウカラ、ヒガラ、キビタキ、メボソムシクイなどのブナ・ミズナラ林を特徴付ける鳥類が生息している。本地域内に複数個体の生息が確認されているイヌワシは、国内希少野生動植物種に指定されており、本地域の生態系の頂点に位置する。本地域に多く分布する多雪により形成された雪崩草地やスキー場等の草地はイヌワシにとって格好の狩り場となっており、イヌワシの生息は本地域の豊かな自然環境の指標であるといえる。</p> <p>昆虫類も同様変化に富んでおり、多くの種が生息する。本地域の亜高山帯は日本海側に位置しながら、関東山地との共通項がみられる。苗場山山頂部の湿原ではカオジロトンボが、^{かぐらがみね}神楽ヶ峰から苗場山、白砂山にかけての稜線周辺にはベニヒカゲなどの高山蝶が多く見られる。また、清津川上流域は、自然度が高く多種多様な昆虫類が生息している。</p> <p>魚類では特に遺伝的固有性を保ったイワナの個体群が中津川支流を中心に生息する。</p>	

変更後	変更前
<p>エ 自然現象</p> <p>本地域の南西境界付近に位置する^{きりあけ}切明温泉は、魚野川と雑魚川の合流地点付近の河床から湧出する。</p> <p>苗場山の山頂部をはじめ^{しやうじしんどう}昌次新道、茂倉岳や一ノ倉岳周辺には雪田が広がる。また、本地域は標高が高く厳冬期には気温が日中でも氷点下となるため、主として落葉広葉樹の枝に霧氷が形成されやすい。樹氷については、厳冬期にオオシラビソに過冷却の水滴が当たることで形成されるが、本地域では苗場山付近で観察される。</p> <p>オ 文化景観</p> <p>新潟県指定史跡に指定されている^{みくにかいどうわきほんじんあといけだや}三国街道脇本陣跡池田家は、江戸時代に栄えた三国街道の三俣宿であり、宿場町として賑わった当時の面影を伝えている。芝原峠の山城である^{あらしじょうせき}荒戸城跡も新潟県指定史跡に指定されている。</p> <p>また、国立公園内には清津峡温泉郷などの古くからある温泉や赤湯温泉などの自然の中にある温泉が点在し、自然と調和した文化景観を形成している。また、清津峡は国指定名勝天然記念物でもあり、その溪谷美は日本三大峡谷の一つとして知られる。</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>本地域の利用者数は、市町村等への聞き取り調査によると、平成 29 年の苗場山への登山者が 13,990 人、平成 27 年の谷川岳への登山者が 84,020 人であった。両山ともに日本百名山に指定されていることもあ</p>	

変更後	変更前
<p>り、近年の登山ブームも相まって多くの登山者が全国から訪れている。また、平成 29 年の本地域内のスキー場利用者は 1,600,820 人であった。冬季には良質な雪質を求めて多くの利用者がスキー場を訪れるが、近年は夏季においても野外での音楽イベント等が開催されている。日本三大峡谷に数えられる清津峡には平成 28 年は 68,530 人が訪れていたが、平成 30 年の清津峡溪谷トンネルのリニューアルオープン後、平成 31 年（令和元年）の入坑者数は 317,818 人となっており、多くの人がその溪谷美を堪能している。</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本地域は、公園区域 33,252ha のうち、国有地 31,206ha (93.8%)、公有地 470ha (1.4%)、私有地 1,576ha (4.7%) であり、国有地が多くの割合を占めるのが特徴である。これらの国有地の大部分は国有林であり、苗場山及び佐武流山周辺は保護林として原生的な自然が保全されている。民有地は主にスキー場や温泉等の観光に利用されている。</p> <p>イ 人口及び産業</p> <p>本地域に関係する各町村の世帯数及び人口は、令和 2 年国勢調査結果（総務省）によると次のとおりである。</p>	

変更後				変更前
県名	市町村名	世帯数（世帯）	人口（人）	
新潟県	十日町市	18,012	49,820	
	南魚沼市	19,576	54,851	
	南魚沼郡湯沢町	3,583	7,767	
	中魚沼郡津南町	3,119	8,989	
長野県	下水内郡栄村	692	1,660	
合計		44,982	123,087	
<p>令和2年の調査では、平成22年調査と比べて全ての市町村で人口が減少し、合計18,940人（13.3%）減少している。これは、過疎化、高齢化、雇用情勢の悪化等により減少しているものと思われる。</p> <p>本地域の主要な産業は、スキー場や旅館経営等の観光業である。</p> <p>ウ 権利制限関係</p> <p>（ア）保安林</p> <p>（国有林）</p>				

変更後				変更前			
<p>(同一箇所でも2種類以上の保安林に指定されているものについては、種類別にとりまとめた。)</p> <p>※水源かん養保安林見込み地を含む。</p>							
種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日				
水源かん養	新潟県十日町市地内	1,303	不明				
	新潟県南魚沼市地内	2,536	不明				
	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	※14,807	不明				
	長野県下水内郡栄村地内	※6,089	不明				
土砂流出防備	新潟県十日町市地内	924	不明				
	新潟県南魚沼市地内	18	不明				
	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	5,636	不明				
	新潟県中魚沼郡津南町地内	846	不明				
	長野県下水内郡栄村地内	642	不明				
なだれ防止	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	42	不明				
保健	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	1,862	不明				
	長野県下水内郡栄村地内	605	不明				
(民有林)							
種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日				
水源かん養	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	143	不明				
土砂流出防備	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	18	不明				
土砂崩壊防備	新潟県十日町市地内	1	不明				

変更後				変更前
なだれ防止	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	60	不明	
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)				
種 類	位 置	重複面積 (ha)	当初指定 年月日	
万太郎山鳥獣保護区	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	3,442	昭和 55 年 11 月 1 日	
佐武流山鳥獣保護区	新潟県南魚沼郡湯沢町地内	4,424	平成 15 年 11 月 1 日	
清津峡鳥獣保護区	新潟県南魚沼郡湯沢町、十日町市内	1,044	昭和 55 年 11 月 1 日	
苗場山鳥獣保護区 (新潟県指定)	新潟県南魚沼郡湯沢町、十日町市内	4,188	昭和 55 年 11 月 1 日	
苗場山鳥獣保護区 (長野県指定)	長野県下水内郡栄村地内	594	昭和 55 年 11 月 1 日	
(ウ) 史跡名勝天然記念物				
区 分	名 称	位 置	指定年月日	
国指定特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず指定	昭和 30 年 2 月 15 日	
国指定名勝・天然記念物	清津峡	新潟県十日町市、南魚沼郡湯沢町	昭和 16 年 4 月 23 日	

変更後				変更前			
国指定天然記念物	イヌワシ	地域を定めず指定	昭和40年5月12日				
	ヤマネ	地域を定めず指定	昭和50年6月26日				
新潟県指定史跡	荒戸城跡	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立	昭和51年3月31日				
	三国街道脇本陣跡池田家	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣	昭和29年2月10日				
長野県指定天然記念物	ホンドオコジョ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和50年11月4日				
	ホンシュウモモンガ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和50年11月4日				
	ベニヒカゲ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和50年2月24日				
	ミヤマモンキチョウ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和50年2月24日				
湯沢町指定史跡	寄居城跡	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国	昭和46年6月1日				
	三国街道二居本陣富沢家	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国	平成13年9月10日				
(エ) その他 (カモシカ保護地域)							
保護地域名	都道府県	面積 (ha)	指定年				
越後・日光・	福島県、新潟県、	215,200	昭和59年5月				

変更後				変更前
三国山系	栃木県、群馬県、 長野県			

第2 公園計画の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、志賀山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、昭和24年9月7日に国立公園に指定された。その後、本公園苗場地域については再検討が行われていない。指定から74年が経過しており、公園利用のあり方の変化が生じているほか、希少な動植物の新たな分布域の知見が得られるなど、本地域を取り巻く状況が指定当時から大きく変化している。

本国立公園の利用面においては、冬季のスキー利用だけでなく、近年は登山やキャンプ等のアクティビティニーズが高まっており、夏季における利用状況の変化や外国人観光客の増加が顕著になってきている一方、夏季利用の増加に伴う新たなアクティビティの導入などに対応していない利用施設計画があるなど、地域の実情と現行の公園計画との間に齟齬が生じている。

また、今回、希少な動植物の生息・生育状況を取りまとめたところ、イヌワシの生息域、100年生以上の天然林の生育範囲、ベニヒカゲなどの貴重な高山蝶の生息範囲等新たな知見が得られた。これら希少な生物の生息・生育環境の保全を図り、風致景観を維持するため、保護規制計画について適正化を図る。

以上のとおり、本地域を取り巻く諸状況の変化に対応し、適切な管理運営の実現による国立公園内の保護と利用の更なる充実を図るため、公園計画の再検討を行うものである。

2 基本方針の内容変更

基本方針を次のとおり変更する。

(表3：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p>上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、志賀山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地である。</p> <p>苗場地域は新潟県と長野県の県境部に位置し、東側に新潟県、西側に長野県を区域とし、溶岩台地で形成された特異な山容を擁する苗場山及びアルプスの景観を有する谷川岳を中心とし、清津川が開析した溪谷等を含む地域である。本地域は、これらの異なるタイプの地形・地質要素が集まることで広大な山岳景観が作り出されており、苗場山山頂部の溶岩台地上に成立する広大な高層湿原と池塘、苗場山から佐武流山周辺にかけての手つかずの広大なブナ、オオシラビソの原生林と相まって、一体的な傑出した景観を作り出している。</p> <p>本地域が有する風致景観の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。</p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 特別地域</p> <p>(ア) 特別保護地区</p> <p>苗場山の溶岩台地上には広大な高層湿原と池塘が多数点在し、類い稀な山岳景観を形成しているとともに、周囲にはオオシラビソを中心とした原生的な亜高山針葉樹林が分布する。また、谷川</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しない。指定は、昭和24年9月7日厚生省告示第183号)</p>

変更後	変更前
<p>連峰は急峻な岩壁と露岩地が発達し、アルプス的で傑出した山岳景観を呈している。さらに、谷川岳周辺では希少性の高い蛇紋岩植生の高山植物等が見られる。これらは本地域の核心部分に当たることから、特に嚴重に景観の保護を図るために特別保護地区とする。</p> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <p>苗場山及び谷川連峰の特別保護地区の周囲には、佐武流山、武能岳等の山々が分布し、ブナ帯からダケカンバ群落等の亜高山帯まで原生的な状態を保持する多様な植生が成立する。清津峡をはじめとした溪谷も多く、合わせて良好な風致を保持している。これらの地区は特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な第1種特別地域とする。</p> <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <p>ブナの天然林などの良好な風致を示す地域及び利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を保護する必要がある地域を第2種特別地域とする。</p> <p>(エ) 第3種特別地域</p> <p>上記の地域と一体となって風致を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域について、風致に重大な影響を及ぼさない範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必要</p>	

変更後	変更前
<p>のある地域を第3種特別地域とする。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 施設計画</p> <p>(ア) 利用施設計画</p> <p>a 単独施設</p> <p>本地域の特色である溶岩台地で形成された特異な山容を擁する苗場山及びアルプス的景観を擁する谷川岳等の個性的な山岳景観や湿原・溪谷景観を採勝するため、山岳地域及び山麓・山間に位置する高原地域において、適切な利用の推進が図られるよう、施設を配置する。</p> <p>計画にあたっては、公園利用上必要な施設について、事業実施の可能性や施設整備による風致景観への影響を考慮し、適切な種類の計画を位置づける。</p> <p>b 道路（車道）</p> <p>公園の利用地点を繋ぐ車道のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。</p> <p>c 道路（歩道）</p> <p>山岳地域では、適正な利用を推進するため、各山岳の特性に応じた、登山道を計画する。また、山麓・山間に位置する溪谷においては、自然採勝路としての歩道を計画する。さらに、公園全域や公園区域外からの広域的な徒歩利用に対応するため、主要利用地点間を繋ぐ歩道を計画する。</p>	

変更後	変更前
<p>d 運輸施設</p> <p>スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うため、索道運送施設を計画する。</p>	

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
新潟県	十日町市内 国有林中越森林管理署 6林班、13林班及び14林班の全部並びに 2林班から5林班まで、15林班、102林班 及び103林班の各一部	1,822 〔国 1,822〕 公 0 私 0	十日町市内 国有林中越森林管理署 6林班、13林班、14林班の全部並びに、2林 班から5林班まで及び15林班、102林班、 103林班までの各一部 十日町市 小出の一部	1,782 〔国 1,778〕 公 0 私 4
	南魚沼市内 国有林中越森林管理署 144林班及び145林班の各一部	210 〔国 210〕 公 0 私 0	南魚沼市内 国有林中越森林管理署 144林班、145林班の各一部	210 〔国 210〕 公 0 私 0

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 27 林班、41 林班から 61 林班まで、63 林班、64 林班及び 128 林班の全部並びに 16 林班、20 林班、21 林班、25 林班、26 林班、28 林班から 30 林班まで、32 林班、40 林班、62 林班、65 林班、76 林班から 82 林班まで、85 林班から 87 林班まで、90 林班から 92 林班まで、95 林班から 99 林班まで、101 林班、120 林班から 124 林班まで、127 林班、129 林班から 132 林班まで、136 林班及び 137 林班の各一部	12,221 〔国 12,221〕 公 0 私 0	南魚沼郡湯沢町内 国有林中越管理署 44 林班、128 林班の全部並びに 16 林班、20 林班から 22 林班まで及び、24 林班から 30 林班まで及び、40 林班から 43 林班まで及び、45 林班から 49 林班まで及び、65 林班、78 林班から 82 林班まで及び、85 林班から 87 林班まで及び、90 林班から 92 林班まで及び、95 林班から 99 林班まで及び、101 林班、120 林班から 124 林班まで及び、127 林班、129 林班から 132 林班まで及び、136 林班、137 林班の各一部 南魚沼郡湯沢町 大字三俣の一部	7,116 〔国 7,108〕 公 0 私 8
	中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 307 林班の全部及び 306 林班の一部	608 〔国 608〕 公 0 私 0	中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 307 林班の全部並びに 306 林班の一部	608 〔国 608〕 公 0 私 0
長野県	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 19 林班から 29 林班までの全部並びに 8 林班から 11 林班まで及び 13 林班から 18 林班までの各一部	5,019 〔国 5,019〕 公 0 私 0	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 8 林班から 11 林班まで及び 13 林班から 16 林班までの各一部	1,546 〔国 1,546〕 公 0 私 0

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	8,618 [国 8,630] 公 0 私 △12]
			変更前 特別地域面積	11,263 [国 11,251] 公 0 私 12]
			変更後 特別地域面積	19,881 [国 19,881] 公 0 私 0]

※合計が端数処理の関係で一致しない。

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)								
1	拡張	特別地域 (地種区分 未了) から の振替	清津峡右 岸	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 102 林班及び 103 林班の 各一部	<p>本公園の最北端であり清津川の右岸側に位置する。清津川の両岸にはひん岩の柱状節理が分布し、日本三大峡谷に数えられる傑出した景観を呈し、国の名勝・天然記念物にも指定されている。溪谷にはブナやミズナラなどから成る二次林や自然林が分布する。特に右岸は、利用拠点である左岸の歩道トンネルからの視対象となっている。</p> <p>良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">0</td> </tr> </table>		267	〔 国	267	公	0	私	0
	267													
〔 国	267													
公	0													
私	0													
2	拡張	普通地域か らの振替	霧ノ塔北	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 15 林班の一部	<p>苗場山北部の雁ヶ峰周辺の区域である。原生的なブナ群落やダケカンバ群落、オオシラビソ群落、多雪の影響で成立したササ群落や雪崩草地等の植生に富む。</p> <p>良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">44</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">44</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">0</td> </tr> </table>		44	〔 国	44	公	0	私	0
	44													
〔 国	44													
公	0													
私	0													

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別地域 (地種区分 未了) から の振替	霧ノ塔北	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 6林班の全部並びに2林 班から5林班まで及び15 林班の各一部	<p>神楽ヶ峰の北に位置し、日蔭山へ至る尾根沿いには風衝草原が広がり、高石尾根の北西にはダケカンバなどの亜高山帯広葉樹林やオオシラビソなどの亜高山帯針葉樹林が分布する。また、新潟県指定の小松原自然環境保全地域に隣接するとともに、一部は特定植物群落「苗場山小松原のオオシラビソ林」に選定されている。</p> <p>良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	<p>941</p> <p>〔 国 941 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕</p>
4	拡張	特別地域 (地種区分 未了) から の振替	大岩山	長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 9林班から11林班まで及 び13林班から15林班ま での各一部	<p>大岩山は苗場山南西部に位置し、苗場山特別保護地区に隣接するとともに、特定植物群落「苗場山の自然植生」に選定されている地域である。大岩山北斜面には、原生的なオオシラビソ群落が広がっており、南斜面には月夜立岩や鉾岩といった奇岩のほか、ミズナラやコメツガなどから成る亜高山帯針広混交林が分布する。</p> <p>良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	<p>408</p> <p>〔 国 408 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	普通地域からの振替	佐武流山	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 50 林班から 53 林班まで、 57 林班及び 58 林班の全部並びに 49 林班及び 54 林班から 56 林班までの各一部 長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 20 林班、23 林班及び 25 林班の全部並びに 21 林班、22 林班、24 林班、26 林班及び 29 林班の各一部	赤倉山から佐武流山、白砂山にかける稜線を中心にして位置し、稜線の西側は特定植物群落「苗場山の自然植生」に選定されている。稜線の西側にはシラビソトウヒ群落、東側には原生的なオオシラビソ群落などの亜高山帯自然植生が広がっている。 良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。	3,234 〔 国 3,234 公 0 私 0 〕
6	拡張	特別地域（地種区分未了）からの振替	佐武流山	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 49 林班の一部	赤倉山の南東に位置し、原生的なオオシラビソ群落などの亜高山帯自然植生が広がっている。 良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。	181 〔 国 181 公 0 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7	拡張	特別地域 (地種区分 未了) から の振替	武能岳	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 131 林班、132 林班、136 林班及び 137 林班の各一 部	谷川連峰の主要山稜線の北東部に位置し、稜線部で非 対称山稜が見られる。標高 1,760m の武能岳は険しく尖 り、アルプスを彷彿とさせる山容であり、ササ自然草原 や自然低木群落が広がる。 良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致 を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護するこ とが必要な地域であることから、第 1 種特別地域とする。	363 〔 国 363 公 0 私 0 〕
8	拡張	普通地域か らの振替	三国 稜線西	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 77 林班、80 林班及び 81 林班の各一部	谷川連峰主要山稜線の西部に位置し、三国山から稲包 山へ至る地域である。三国山から三国峠にかけてゼンテ イカ（ニッコウキスゲ）やシラネアオイなどの高山植物 がお花畑を形成している。 良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致 を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護するこ とが必要な地域であることから、第 1 種特別地域とする。	51 〔 国 51 公 0 私 0 〕
9	拡張	特別地域 (地種区分 未了) から の振替	三国 稜線西	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 78 林班から 82 林班まで、 85 林班から 87 林班まで 及び 90 林班の各一部	谷川連峰主要山稜線の西部に位置し、平標山から三国 山、稲包山へ至る地域である。平標山から三国山までの 稜線には風衝草原が広がり、三国山から三国峠にかけて ゼンテイカ（ニッコウキスゲ）やシラネアオイなどの高 山植物がお花畑を形成している。 良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致 を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護するこ とが必要な地域であることから、第 1 種特別地域とする。	551 〔 国 551 公 0 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	6,040 〔 国 6,040 〕 公 0 私 0
					変更前第1種 特別地域面積	0 〔 国 0 〕 公 0 私 0
					変更後第1種 特別地域面積	6,040 〔 国 6,040 〕 公 0 私 0

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	清津峡左岸	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 13 林班及び 14 林班の全部 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 16 林班及び 101 林班の各一部	本公園の最北端であり清津川の左岸側に位置する。清津川の両岸にはひん岩の柱状節理が分布し、日本三大峡谷に数えられる傑出した景観を呈し、国の名勝・天然記念物にも指定されている。 左岸側は主に岩場で風衝地低木群落が分布し、清津峡利用の拠点である清津峡溪谷トンネルが整備されている。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域であることから、第2種特別地域とする。	783 〔 国 783 公 0 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
11	拡張	普通地域からの振替	苗場山・佐武流山周辺	<p>新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 59 林班から 61 林班まで、63 林班及び 64 林班の全部並びに 40 林班から 43 林班まで、45 林班から 48 林班まで、54 林班から 56 林班まで、62 林班及び 76 林班から 79 林班までの各一部</p> <p>長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 19 林班、27 林班及び 28 林班の全部並びに 9 林班から 11 林班まで、16 林班から 18 林班まで、21 林班、22 林班、24 林班、26 林班及び 29 林班の各一部</p>	<p>苗場山の東麓から佐武流山の麓に位置し、赤倉山から佐武流山にかけての稜線部には原生的なオオシラビソ群落が、白砂山から上ノ倉山にかけての稜線部にはササの自然草原が広がり、山麓部には林齢 100 年生を超えるブナ林が広範囲で見られる。</p> <p>利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域であることから、第 2 種特別地域とする。</p>	<p>4,841</p> <p>〔 国 4,841 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	苗場山・佐 武流山周辺	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 44 林班の全部並びに 26 林班、28 林班から 30 林 班まで、41 林班から 43 林班まで、45 林班から 48 林班まで、65 林班及 び 78 林班の各一部 中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 307 林班の全部及び 306 林班の一部 長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 8 林班及び 16 林班の各 一部	苗場山の北麓及び東麓に位置し、神楽ヶ峰から苗場山 山頂に至る登山道沿いにはゼンテイカ（ニッコウキス ゲ）やハクサンフウロなどの高山植物から成るお花畑が 見られ、苗場山から赤湯温泉にかけては原生的なオオシ ラビソ群落やブナ群落が広がっている。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致 を保護する必要がある地域であることから、第2種特別 地域とする。	2,950 〔 国 2,950 〕 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
13	拡張	普通地域 からの振替	谷川連峰西麓	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 127 林班の一部	谷川連峰の主要山稜線北の万太郎谷西斜面に位置し、ブナやミズナラなどから成る落葉広葉樹林が広がっている。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域であることから、第2種特別地域とする。	50 〔 国 50 公 0 私 0 〕
14	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	谷川連峰西麓	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 121 林班から 124 林班まで、127 林班、129 林班及び 130 林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の北から西麓に位置し、ブナ、ミズナラなどから成る落葉広葉樹林が広がっている。湯沢町から平標山や万太郎山、茂倉岳へ至る登山利用など、利用者の適正利用を促す必要がある地域である。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域であることから、第2種特別地域とする。	1,014 〔 国 1,014 公 0 私 0 〕
15	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	七ツ小屋山	新潟県 南魚沼市内 国有林中越森林管理署 144 林班及び 145 林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の北東部に位置する、七ツ小屋山から東への稜線の北側である。稜線部にはササの自然草原が広がり、要所に雪田草原が見られる。馬蹄形縦走コースなどの登山利用が多く、利用者の適正利用を促す必要がある地域である。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域であることから、第2種特別地域とする。	210 〔 国 210 公 0 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	9,847 [国 9,847 公 0 私 0]
					変更前第2種 特別地域面積	0 [国 0 公 0 私 0]
					変更後第2種 特別地域面積	9,847 [国 9,847 公 0 私 0]

※合計が端数処理の関係で一致しない。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16	拡張	普通地域 からの振替	かぐら	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 26林班、27林班及び32 林班の各一部	<p>神楽ヶ峰の北東に位置し、苗場山へ至る登山やスキー場利用が多い地域である。</p> <p>スキー場上部にはダケカンバなど亜高山帯広葉樹林が広がり、ワタスゲなど湿地性の植物も見られる。また、スキー場敷地内にはススキ群落がみられ、良好な風致を構成している。</p> <p>利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。</p>	<p>463</p> <p>〔国 463〕 〔公 0〕 〔私 0〕</p>
17	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	かぐら	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 16林班、20林班、21林 班及び25林班から27林 班までの各一部	<p>神楽ヶ峰の北東に位置し、ブナやミズナラなどから成る落葉広葉樹林が広がっている。</p> <p>利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。</p>	<p>408</p> <p>〔国 408〕 〔公 0〕 〔私 0〕</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
18	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	日白山	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 90 林班から 92 林班まで、 95 林班から 99 林班まで及び 120 林班から 124 林班までの各一部	仙ノ倉山の北部から日白山にかけて位置し、ミズナラやブナなどの落葉広葉樹林が分布し、谷川連峰の主要山稜線からの視対象として良好な風致を構成している。 利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	1,312 〔 国 1,312 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
19	拡張	特別地域 (地種区分未了) からの振替	松手山	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 87 林班及び 90 林班の各一部	谷川連峰主要山稜線の西部に位置し、平標山へ至る登山利用が多い地域である。稜線沿いにはシャクナゲやナナカマドなどの低木林とササの自然草原が広がり、シラネアオイやハクサンイチゲ等多くの高山植物が見られ、良好な風致を構成している。 利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	35 〔 国 35 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕

		2,219
	変更部分面積計	〔 国 2,219 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
	変更前第3種 特別地域面積	0 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
	変更後第3種 特別地域面積	2,219 〔 国 2,219 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕

※合計が端数処理の関係で一致しない。

(エ) 特別地域（地種区分未了）

特別地域（地種区分未了）の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：特別地域（地種区分未了）変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
	削除	第1種特別地域への振替	清津峡右岸、霧ノ塔北、大岩山、佐武流山、武能岳、三国稜線西	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 6林班の全部並びに2林班から5林班まで、15林班、102林班及び103林班の各一部 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 49林班、78林班から82林班まで、85林班から87林班まで、90林班、131林班、132林班、136林班及び137林班の各一部 長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 9林班から11林班まで及び13林班から15林班までの各一部	再検討に伴い、地種区分が未定の特別地域において、地種区分を第1種特別地域に決定するものである。	△ 2,711 〔 国 △ 2,711 公 0 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
	削除	第2種特別地域への振替	清津峡左岸、 苗場山・佐武 流山周辺、 谷川連峰西 麓、 七ツ小屋山	新潟県 十日町市内 国有林中越森林管理署 13 林班及び 14 林班の全部 南魚沼市内 国有林中越森林管理署 144 林班及び 145 林班の各一部 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 44 林班の全部並びに 16 林班、26 林班、28 林班か ら 30 林班まで、41 林班から 43 林班まで、45 林 班から 48 林班まで、65 林班、78 林班、101 林 班、121 林班から 124 林班まで、127 林班、129 林班及び 130 林班の各一部 中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 307 林班の全部及び 306 林班の一部 長野県 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 8 林班及び 16 林班の各一部	再検討に伴い、 地種区分が未定の 特別地域におい て、地種区分を第 2種特別地域に決 定するものであ る。	△4,957 〔 国 △4,957 〕 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
	削除	第3種特別地域への振替	かぐら、日白山、松手山	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 16林班、20林班、21林班、25林班から27林班まで、87林班、90班から92林班まで、95林班から99林班まで及び120林班から124林班までの各一部	再検討に伴い、地種区分が未定の特別地域において、地種区分を第3種特別地域に決定するものである。	△1,755 〔 国 △1,755 〕 公 0 私 0
20	削除	特別地域の縮小（普通地域への振替）	小出	新潟県 十日町市 大字小出の一部	国立公園区域の境界に隣接し、市街地化が顕著であり、風致を維持する必要性が低いため、普通地域に変更するものである。	△4 〔 国 0 〕 公 0 私 △4
21	削除	特別地域の縮小（普通地域への振替）	苗場赤湯（苗場山）林道	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 21林班、22林班及び24林班の各一部	周辺には一部、普通共用林野として地域住民が利用している地域があり、送電線が通るなど開発が進んでおり、沿線の風致を維持する必要は低いため、普通地域に変更するものである。	△47 〔 国 △47 〕 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
22	削除	特別地域の縮小（普通地域への振替）	苗場赤湯（赤湯）林道	新潟県 南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 40 林班の一部	周辺には林道沿いに一部人工林が広がっており、風致を維持する必要性が低く、周辺地域と一体的な管理を行うため普通地域に変更するものである。	△6 〔 国 △6 〕 公 0 私 0
23	削除	特別地域の縮小（普通地域への振替）	芝原峠	新潟県 南魚沼郡湯沢町 大字三俣の一部	国立公園区域の境界に隣接し、一般の公園利用者も少なく、風致を維持する必要性が低いため、普通地域に変更するものである。	△8 〔 国 0 〕 公 0 私 △8

変更部分面積計	△9,488
	〔 国 △9,476 〕
	公 0
	私 △12 〕
変更前特別地域 (地種区分未了) 面積	9,488
	〔 国 9,476 〕
	公 0
	私 12 〕
変更後特別地域 (地種区分未了) 面積	0
	〔 国 0 〕
	公 0
	私 0 〕

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

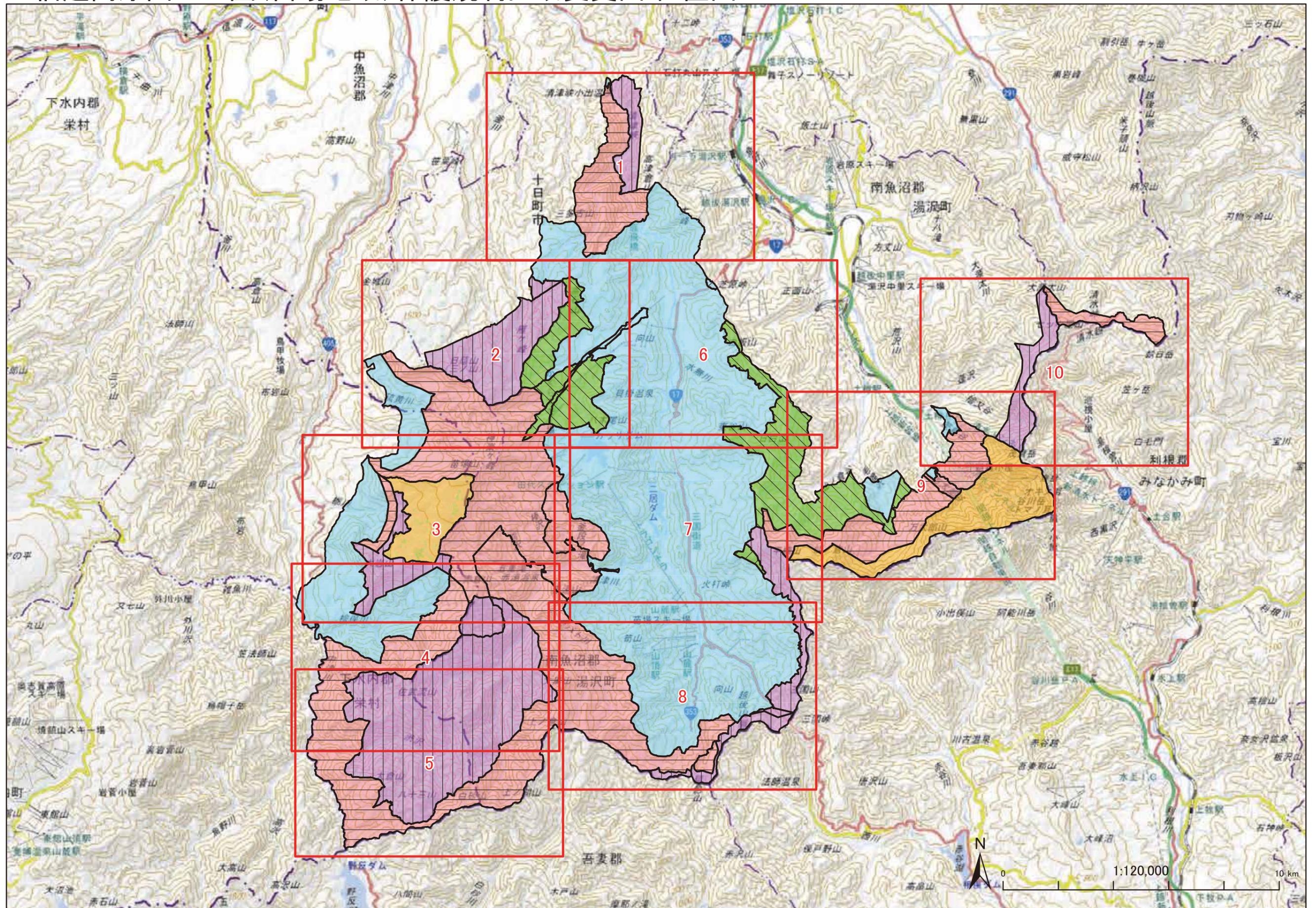
(表9：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
新潟県	十日町市内 国有林中越森林管理署 15 林班の一部 十日町市 大字小出の一部	341 〔 国 337 〕 公 0 私 4	十日町市内 国有林中越森林管理署 15 林班の一部	381 〔 国 381 〕 公 0 私 0
	南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 17 林班から 19 林班まで、22 林班から 24 林班まで、31 林班、33 林班から 39 林班まで、66 林班から 75 林班まで、83 林班、84 林班、88 林班、89 林班、93 林班、94 林班及び 100 林班の全部並びに 16 林班、20 林班、21 林班、25 林班、26 林班、28 林班から 30 林班まで、32 林班、40 林班、62 林班、65 林班、76 林班から 82 林班まで、85 林班から 87 林班まで、90 林班から 92 林班まで、95 林班から 99 林班まで、101 林班、123 林班、124 林班、127 林班及び 130 林班の各一部		南魚沼郡湯沢町内 国有林中越森林管理署 17 林班から 19 林班まで及び 23 林班、31 林班から 39 林班まで及び 50 林班から 64 林班まで及び 66 林班から 73 林班まで及び 74 林班から 77 林班まで及び 83 林班、84 林班、88 林班、89 林班、93 林班、94 林班、100 林班の全部並びに 16 林班、20 林班から 22 林班まで及び 24 林班から 30 林班まで及び 40 林班から 43 林班まで及び 45 林班から 49 林班まで及び 65 林班、78 林班から 82 林班まで及び 85 林班から 87 林班まで及び 90 林班から 92 林班まで及び、95 林班から 99 林班まで及び 101 林班、123 林班、124 林班、127	

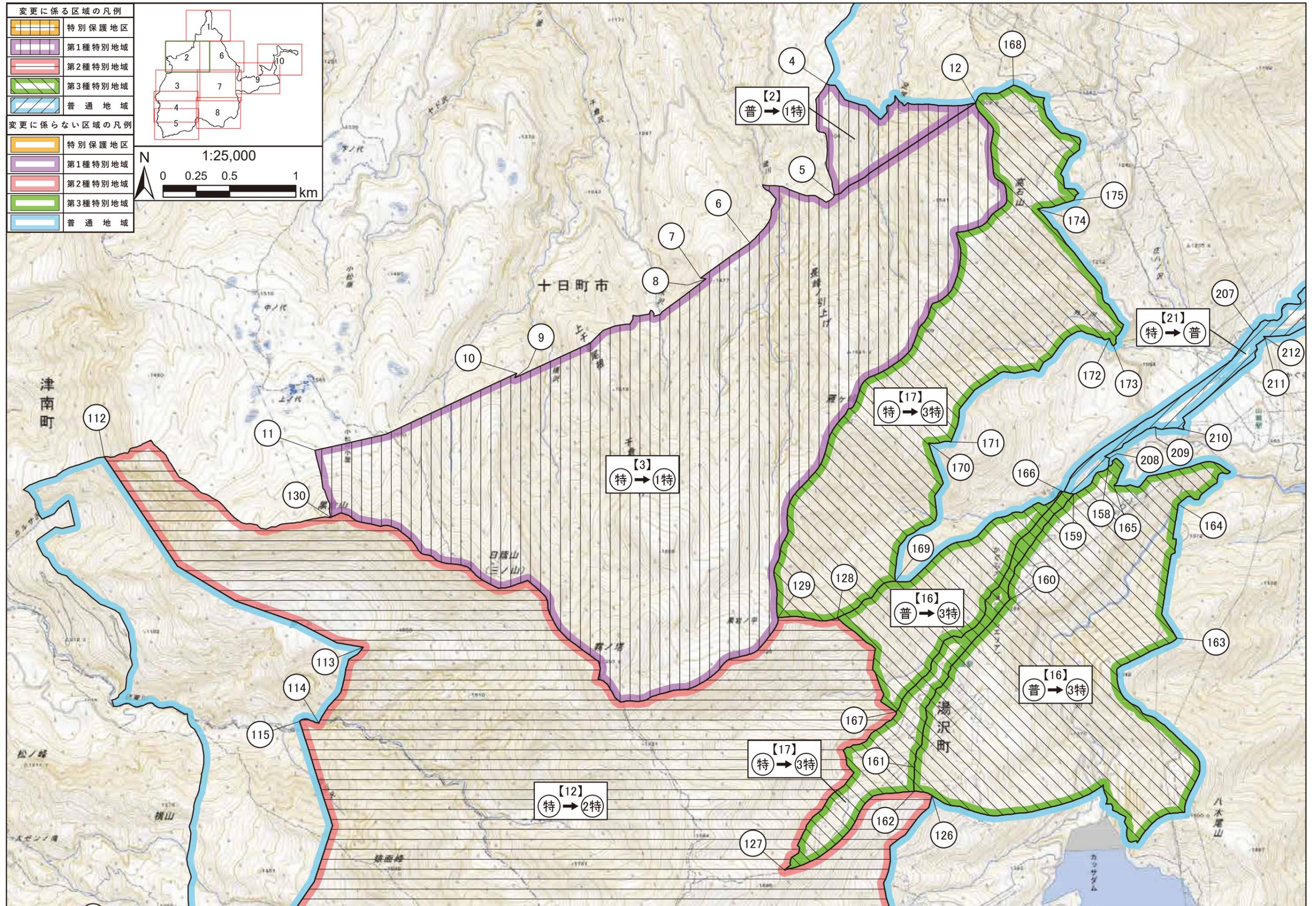
都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	南魚沼郡湯沢町 大字三俣及び大字三国の各一部	11,088 〔 国 9,046 〕 公 470 私 1,572	林班、130 林班の各一部 南魚沼郡湯沢町 大字三俣及び大字三国の各一部	16,193 〔 国 14,160 〕 公 470 私 1,564
	中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 306 林班の一部	213 〔 国 213 〕 公 0 私 0	中魚沼郡津南町内 国有林中越森林管理署 306 林班の一部	213 〔 国 213 〕 公 0 私 0
長野県	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 12 林班の全部並びに 8 林班から 11 林班まで 及び 13 林班から 18 林班までの各一部	1,729 〔 国 1,729 〕 公 0 私 0	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 12 林班、17 林班から 29 林班までの全部並 びに 8 林班から 11 林班まで及び 13 林班か ら 16 林班までの各一部	5,202 〔 国 5,202 〕 公 0 私 0

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	△8,618 [国 △8,630] 公 0 私 12]
			変更前 普通地域面積	21,989 [国 19,955] 公 470 私 1,564]
			変更後 普通地域面積	13,371 [国 11,325] 公 470 私 1,576]

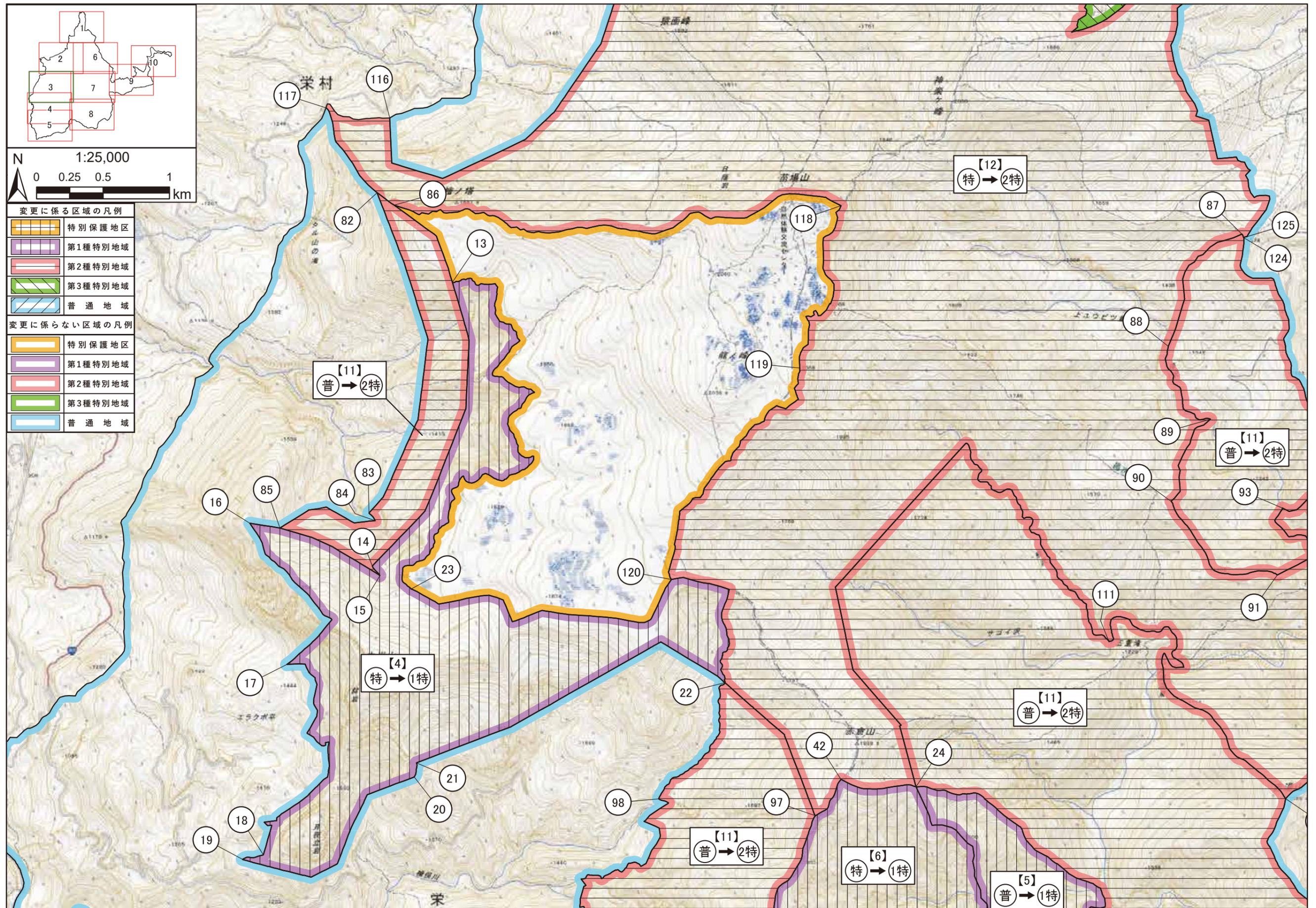
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制区域変更図 位置図



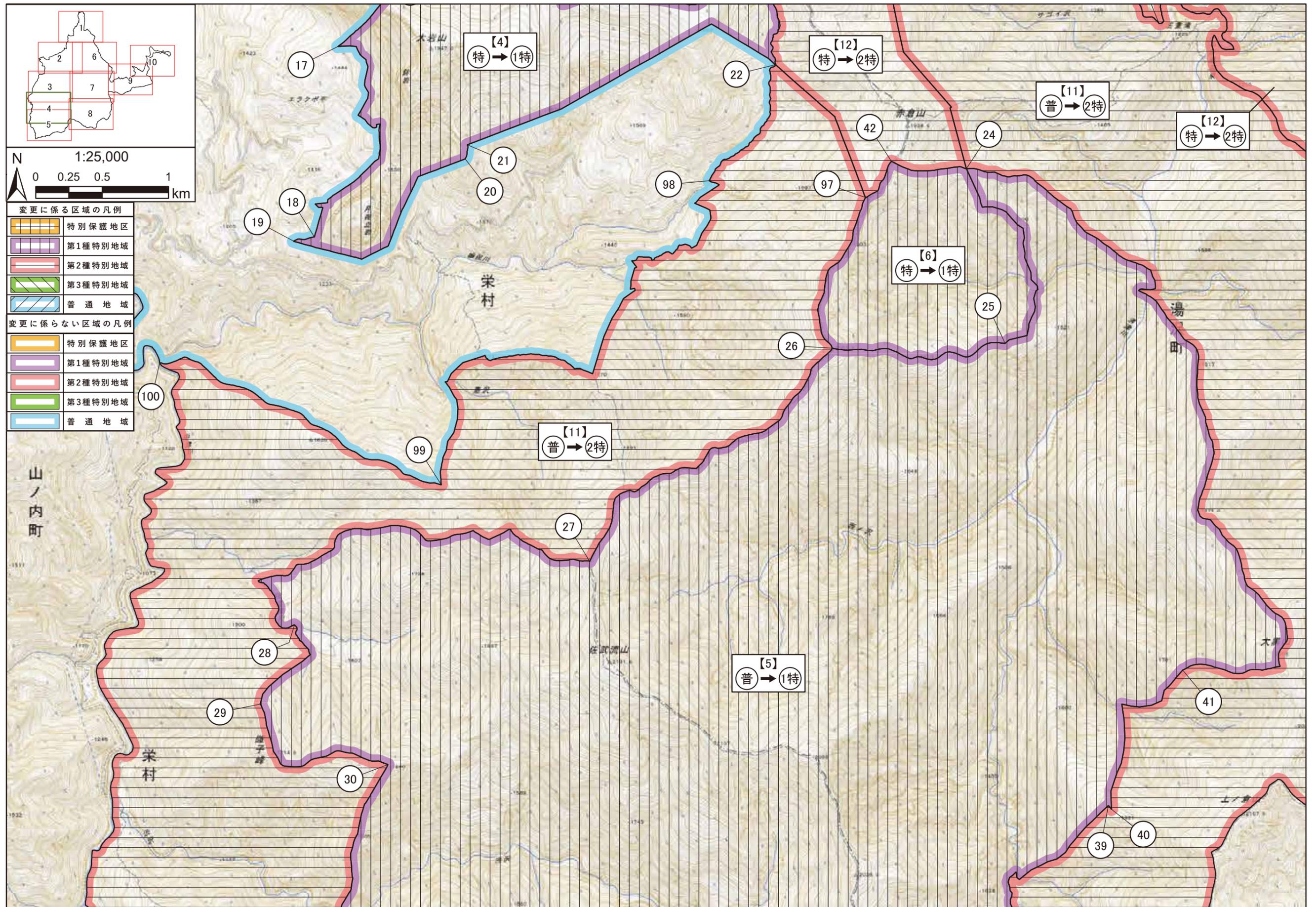
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図2



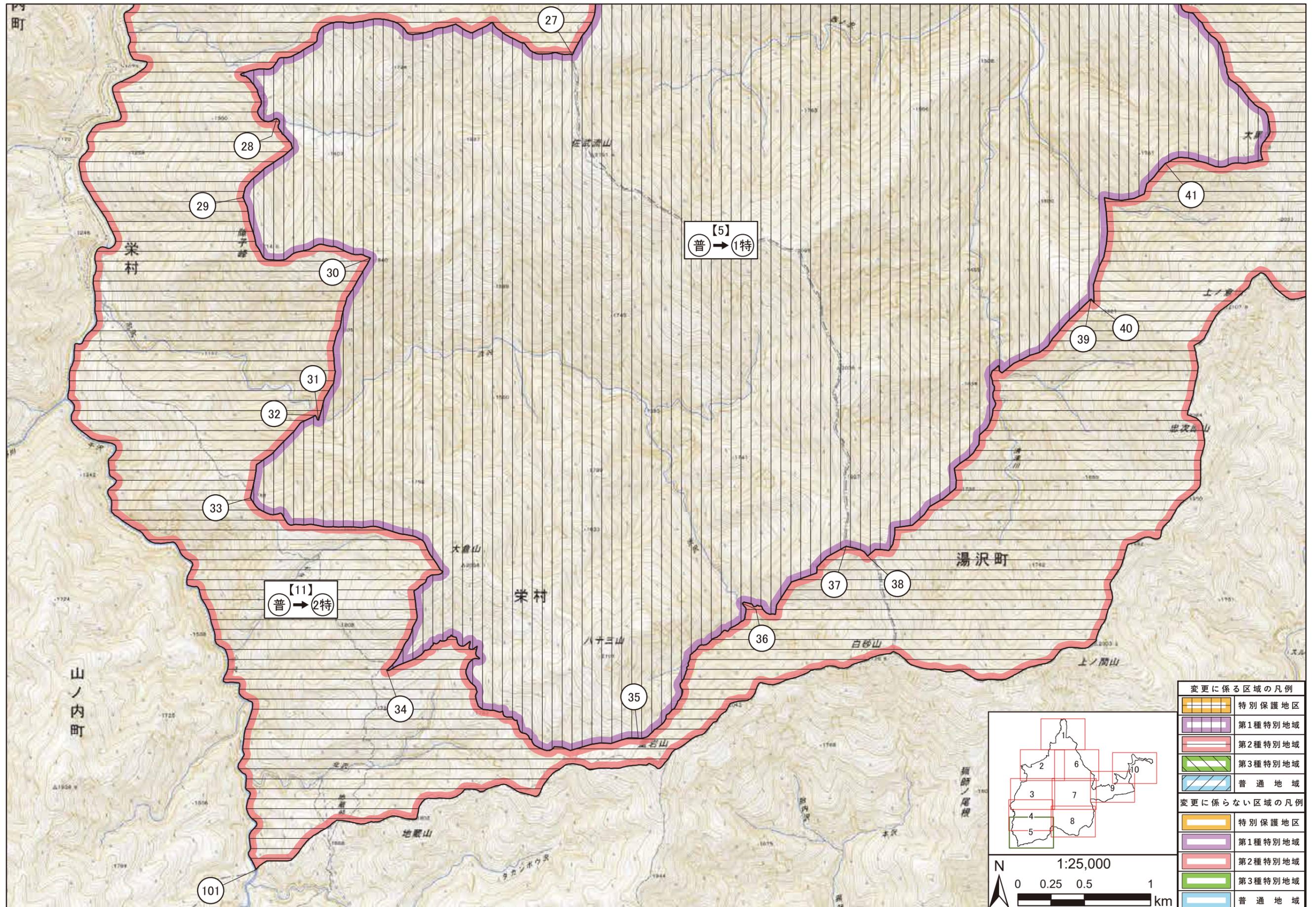
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図3



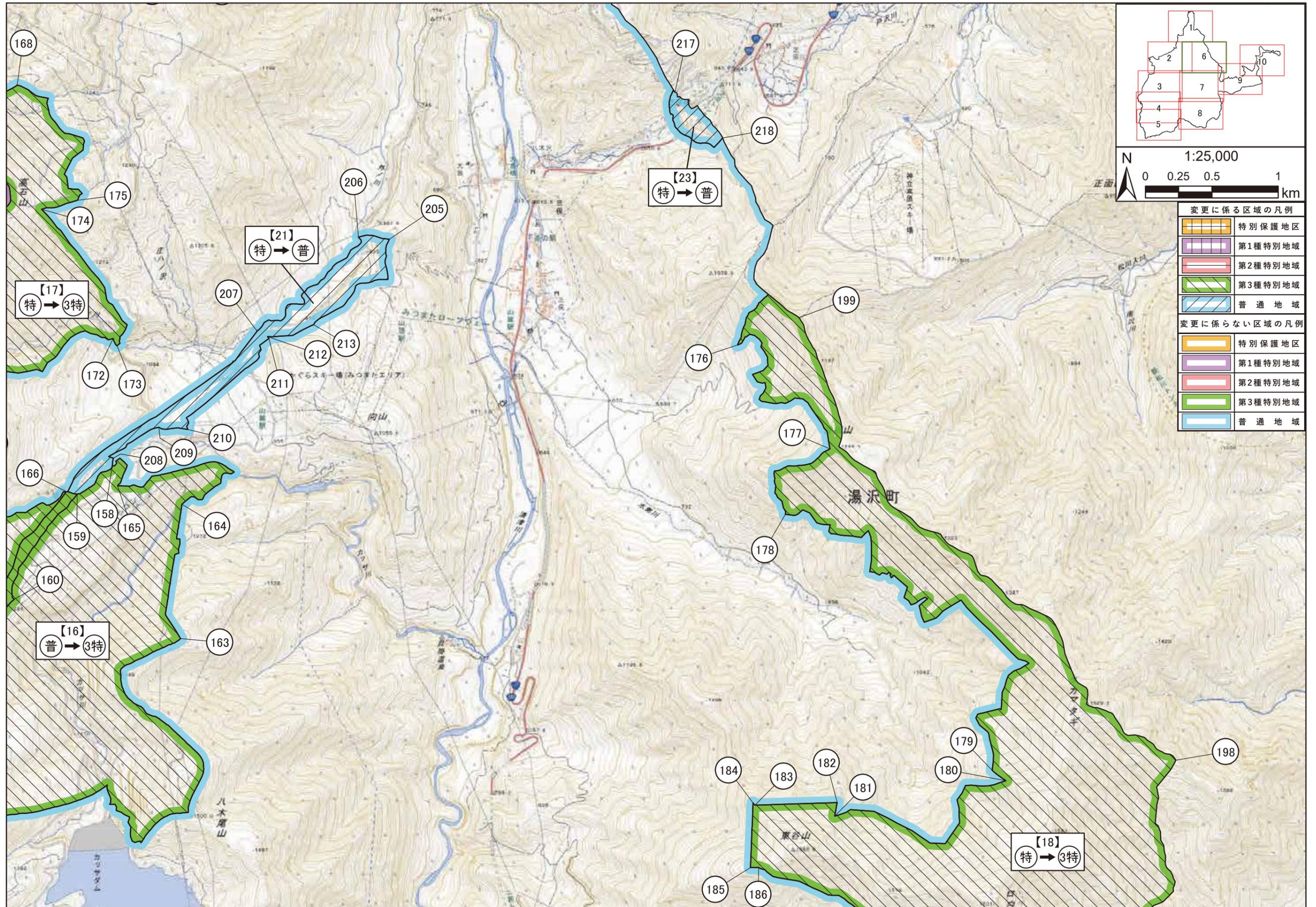
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図4



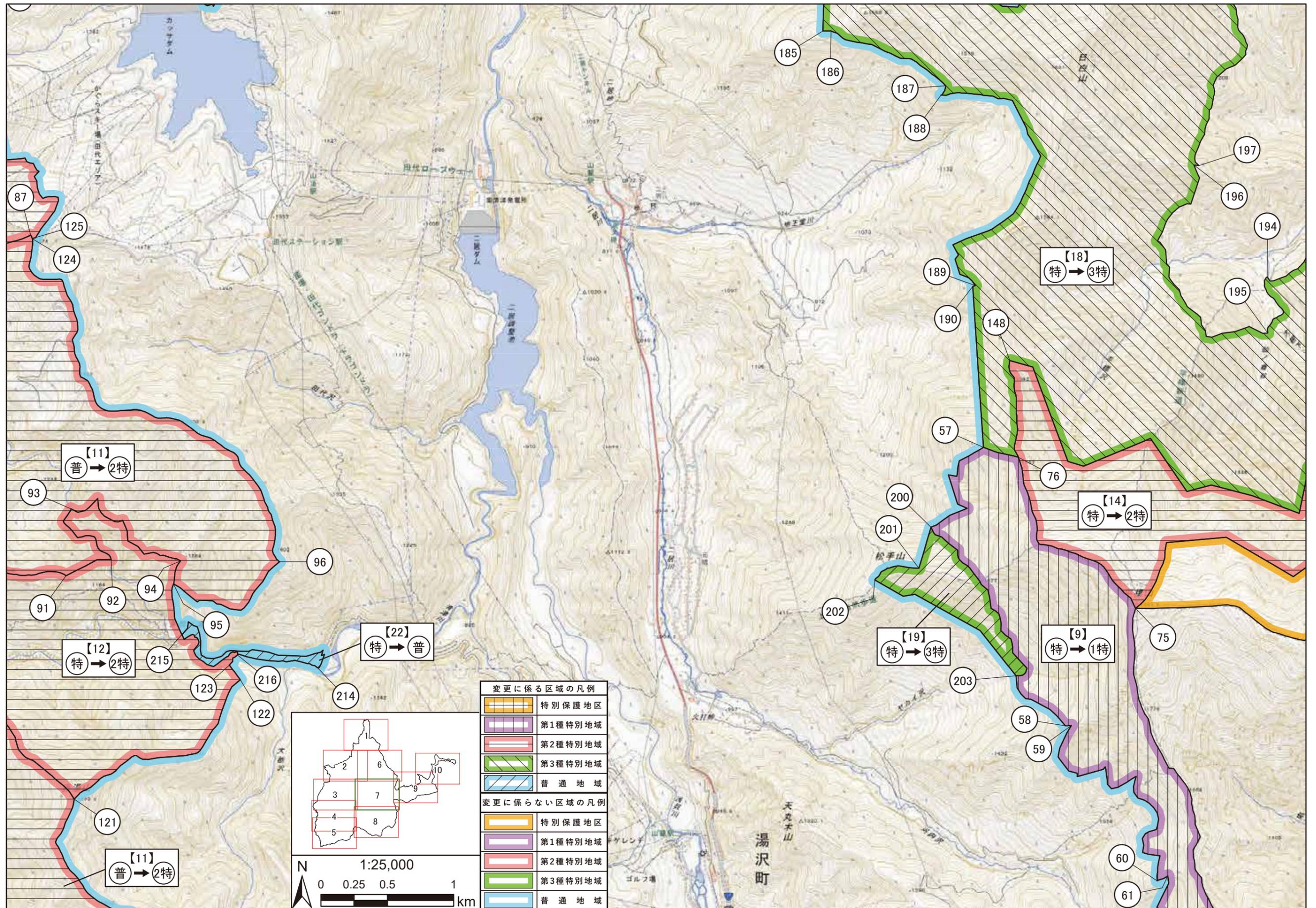
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図5



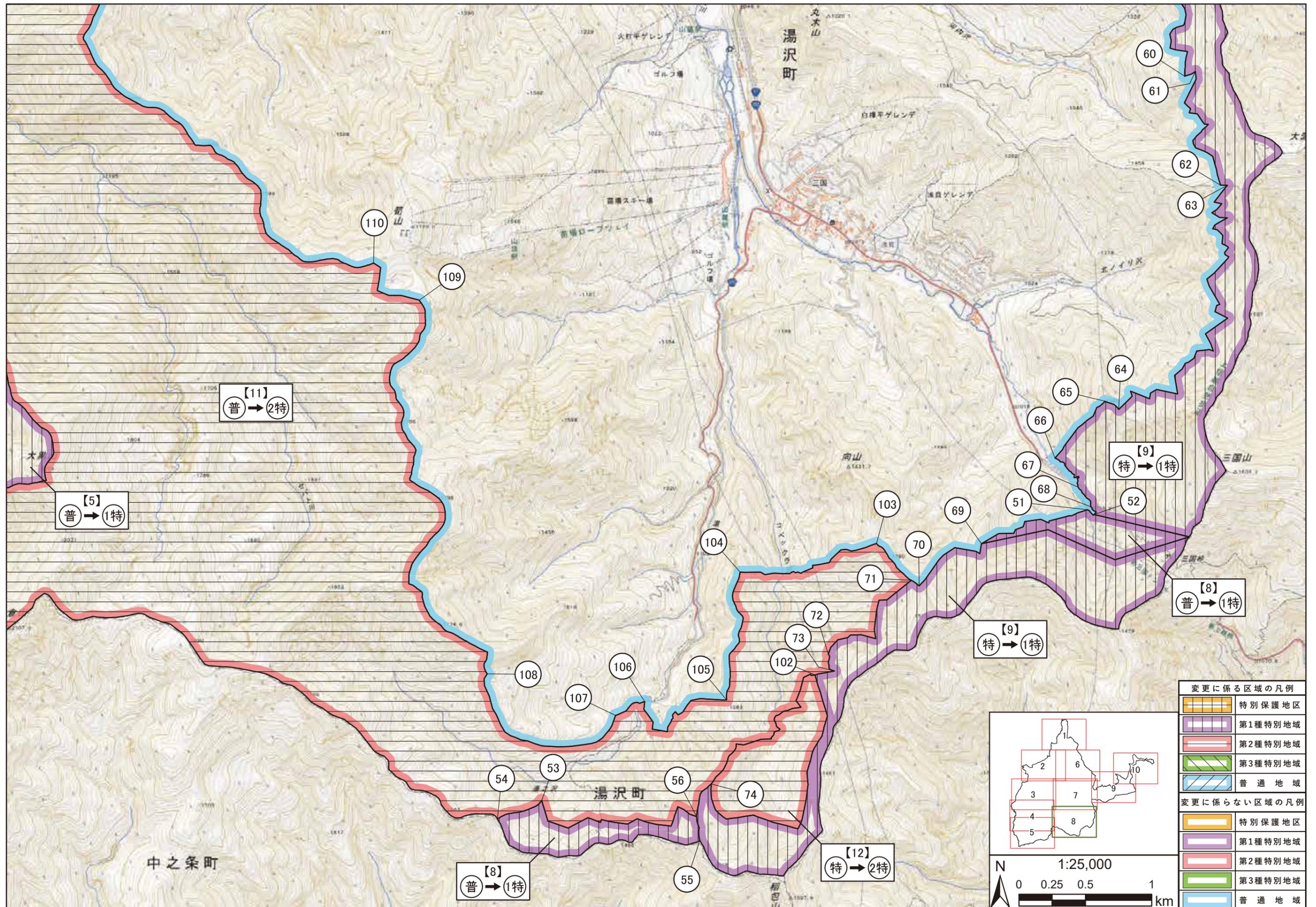
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図6



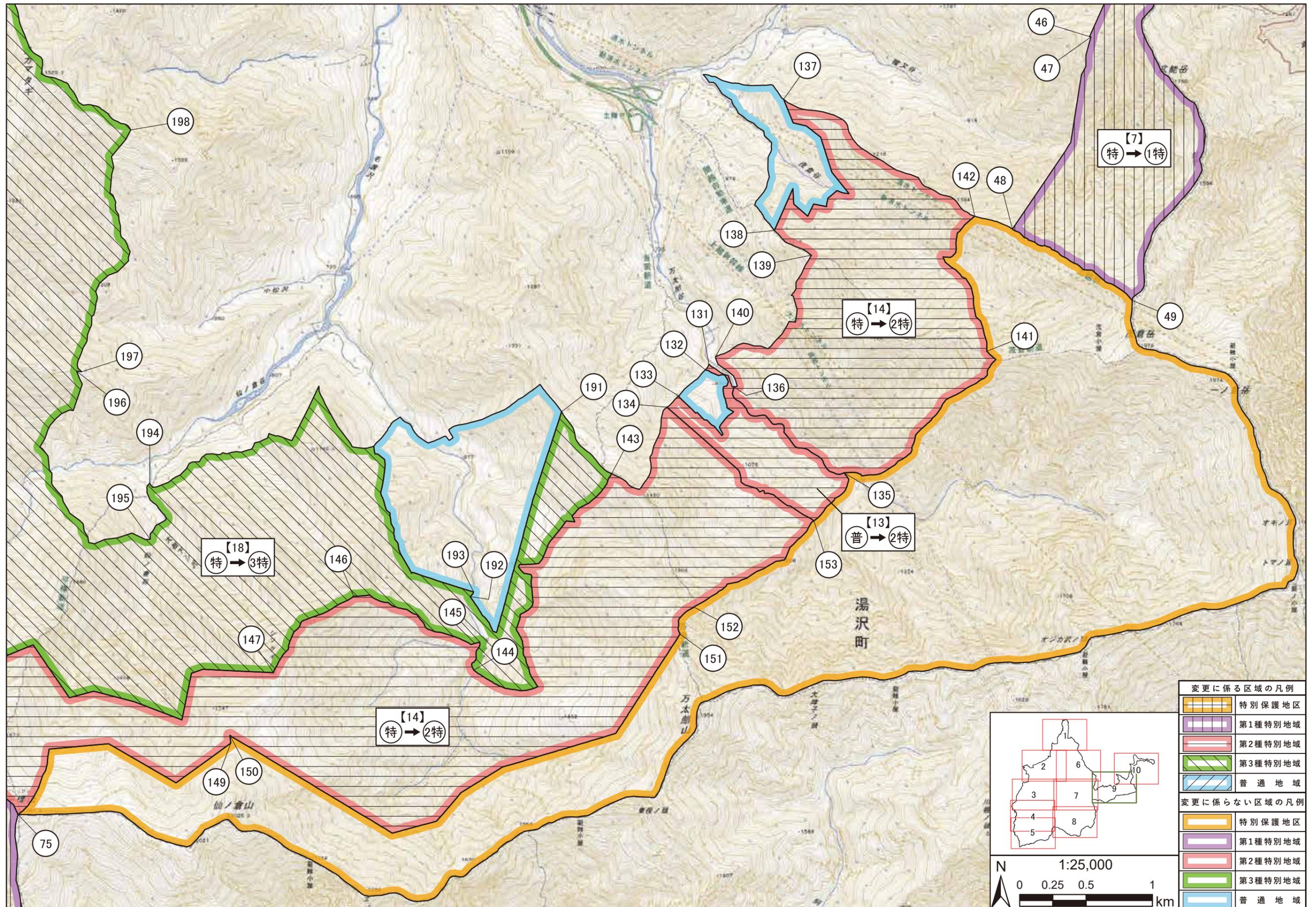
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図7



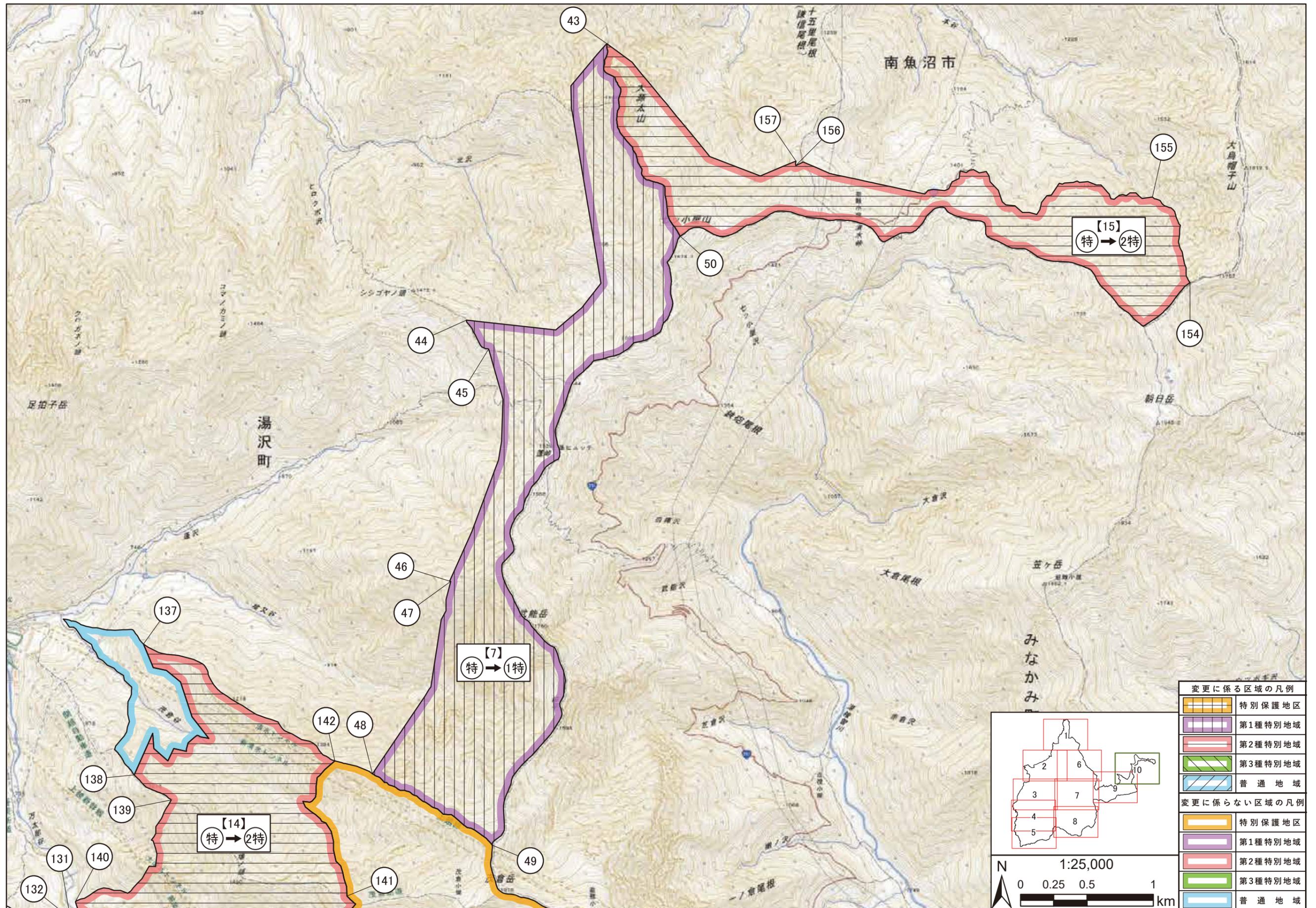
上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図8



上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図9



上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図10



変更に係る区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

上信越高原国立公園(苗場地域)保護規制計画変更図 凡例表

【1】		31 - 32	林 班 界	62 - 63	林 班 界	94 - 95	林 班 界	127 - 128	小 班 界	【16】		190 - 57	小 班 界
1 - 2	所 有 別 界	32 - 33	小 班 界	63 - 64	小 班 界	95 - 96	小 班 界	128 - 129	林 班 界	158 - 159	林 班 界	143 - 191	林 班 界
2 - 3	林 班 界	33 - 34	林 班 界	64 - 65	林 班 界	96 - 87	林 班 界	130 - 112	林 班 界	159 - 160	小 班 界	191 - 192	小 班 界
3 - 1	小 班 界	34 - 35	小 班 界	65 - 66	小 班 界	97 - 22	小 班 界	【13】		160 - 161	林 班 界	192 - 193	林 班 界
【2】		35 - 36	林 班 界	66 - 67	国 有 林 界	22 - 98	林 班 界	131 - 132	林 班 界	161 - 162	小 班 界	193 - 194	小 班 界
4 - 5	林 班 界	36 - 37	小 班 界	67 - 68	林 班 界	98 - 99	小 班 界	132 - 133	小 班 界	126 - 163	林 班 界	194 - 195	林 班 界
5 - 12	小 班 界	37 - 38	都 道 府 県 界	68 - 52	国 有 林 界	99 - 100	林 班 界	133 - 134	林 班 界	163 - 164	小 班 界	195 - 196	小 班 界
12 - 4	小 班 界	38 - 39	小 班 界	69 - 70	小 班 界	100 - 101	町 村 界	134 - 135	小 班 界	164 - 165	林 班 界	196 - 197	林 班 界
【3】		39 - 40	林 班 界	70 - 71	林 班 界	101 - 54	都 道 府 県 界	135 - 136	林 班 界	165 - 158	小 班 界	197 - 198	小 班 界
5 - 6	林 班 界	40 - 41	小 班 界	71 - 72	小 班 界	74 - 102	小 班 界	136 - 131	国 有 林 界	166 - 128	林 班 界	198 - 199	林 班 界
6 - 7	小 班 界	41 - 24	林 班 界	72 - 73	林 班 界	71 - 103	林 班 界	【14】		167 - 166	小 班 界	199 - 176	所 有 別 界
7 - 8	林 班 界	【6】		73 - 74	小 班 界	103 - 104	小 班 界	137 - 138	小 班 界	【17】		【19】	
8 - 9	小 班 界	42 - 26	都 道 府 県 界	74 - 56	林 班 界	104 - 105	林 班 界	138 - 139	林 班 界	168 - 12	林 班 界	200 - 201	小 班 界
9 - 10	林 班 界	24 - 42	林 班 界	55 - 75	都 道 府 県 界	105 - 106	小 班 界	139 - 140	小 班 界	169 - 170	小 班 界	201 - 202	林 班 界
10 - 11	小 班 界	【7】		75 - 76	林 班 界	106 - 107	林 班 界	140 - 136	国 有 林 界	170 - 171	林 班 界	202 - 203	小 班 界
11 - 12	林 班 界	43 - 44	小 班 界	76 - 57	小 班 界	107 - 108	小 班 界	135 - 141	林 班 界	171 - 172	小 班 界	【20】	
【4】		44 - 45	林 班 界	【10】		108 - 109	林 班 界	141 - 142	小 班 界	172 - 173	林 班 界	204 - 77	所 有 別 界
13 - 14	小 班 界	45 - 46	小 班 界	2 - 77	所 有 別 界	109 - 110	小 班 界	142 - 137	林 班 界	173 - 174	小 班 界	2 - 204	河 川 界
14 - 15	林 班 界	46 - 47	林 班 界	77 - 78	林 班 界	110 - 111	林 班 界	134 - 143	林 班 界	174 - 175	林 班 界	【21】	
15 - 16	小 班 界	47 - 48	小 班 界	78 - 79	小 班 界	111 - 24	小 班 界	143 - 144	小 班 界	175 - 168	小 班 界	205 - 206	小 班 界
16 - 17	林 班 界	48 - 49	林 班 界	79 - 80	林 班 界	【12】		144 - 145	林 班 界	159 - 166	林 班 界	206 - 207	林 班 界
17 - 18	小 班 界	49 - 50	都 道 府 県 界	80 - 81	小 班 界	112 - 113	小 班 界	145 - 146	小 班 界	【18】		207 - 166	小 班 界
18 - 19	林 班 界	50 - 43	林 班 界	81 - 3	林 班 界	113 - 114	林 班 界	146 - 147	林 班 界	176 - 177	小 班 界	158 - 208	林 班 界
19 - 20	小 班 界	【8】		【11】		114 - 115	都 道 府 県 界	147 - 148	小 班 界	177 - 178	林 班 界	208 - 209	小 班 界
20 - 21	林 班 界	51 - 52	小 班 界	82 - 83	小 班 界	115 - 116	小 班 界	148 - 76	林 班 界	178 - 179	小 班 界	209 - 210	林 班 界
21 - 22	小 班 界	52 - 51	国 有 林 界	83 - 84	林 班 界	116 - 117	所 有 別 界	75 - 149	小 班 界	179 - 180	林 班 界	210 - 211	小 班 界
22 - 23	林 班 界	53 - 54	林 班 界	84 - 85	小 班 界	117 - 82	林 班 界	149 - 150	林 班 界	180 - 181	小 班 界	211 - 212	林 班 界
23 - 13	小 班 界	54 - 55	都 道 府 県 界	13 - 86	小 班 界	86 - 118	林 班 界	150 - 151	小 班 界	181 - 182	林 班 界	212 - 213	小 班 界
【5】		55 - 56	林 班 界	86 - 82	林 班 界	118 - 119	小 班 界	151 - 152	林 班 界	182 - 183	小 班 界	213 - 205	林 班 界
24 - 25	小 班 界	56 - 53	小 班 界	87 - 88	小 班 界	119 - 120	林 班 界	152 - 153	小 班 界	183 - 184	林 班 界	【22】	
25 - 26	林 班 界	【9】		88 - 89	林 班 界	121 - 122	林 班 界	【15】		184 - 185	小 班 界	214 - 215	小 班 界
26 - 27	都 道 府 県 界	57 - 58	小 班 界	89 - 90	小 班 界	122 - 123	小 班 界	50 - 154	都 道 府 県 界	185 - 186	林 班 界	216 - 214	林 班 界
27 - 28	林 班 界	58 - 59	林 班 界	90 - 91	林 班 界	123 - 95	林 班 界	154 - 155	林 班 界	186 - 187	小 班 界	【23】	
28 - 29	小 班 界	59 - 60	小 班 界	91 - 92	小 班 界	124 - 125	林 班 界	155 - 156	小 班 界	187 - 188	林 班 界	217 - 218	所 有 別 界
29 - 30	林 班 界	60 - 61	林 班 界	92 - 93	林 班 界	125 - 126	小 班 界	156 - 157	林 班 界	188 - 189	小 班 界	218 - 217	字 界
30 - 31	小 班 界	61 - 62	小 班 界	93 - 94	小 班 界	126 - 127	林 班 界	157 - 43	小 班 界	189 - 190	林 班 界		